

## 第2章 公立図書館及び司書・図書館職員を取り巻く現状の把握

### 2-1. 公立図書館の現状

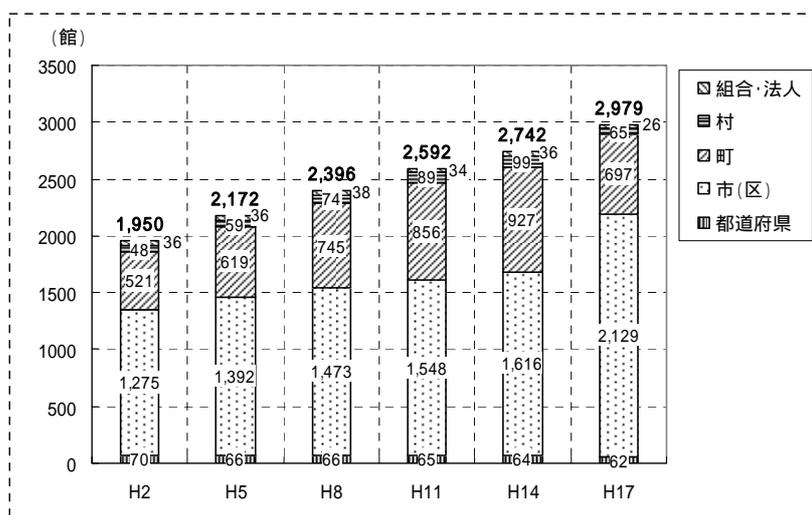
#### (1) 図書館の設置数及び業務実態等

##### 図書館数

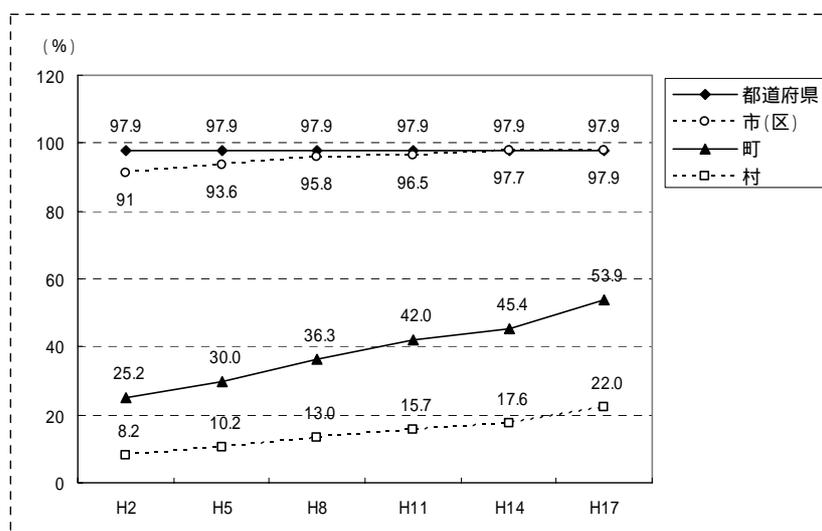
公立図書館は、平成17年度現在2,979館あり、うち都道府県立が62館、市(区)町村立が2,891館である。平成2年度の調査時から都道府県立が8館減少しているのに対し、市(区)町村立は1,047館増加している。

地方公共団体における図書館の設置率は、平成17年度には都道府県立及び市(区)立は97.9%であるが、町立では53.9%、村立は22.0%にとどまっている。

図表2-1 図書館数の推移



図表2-2 地方公共団体における図書館の設置率の推移



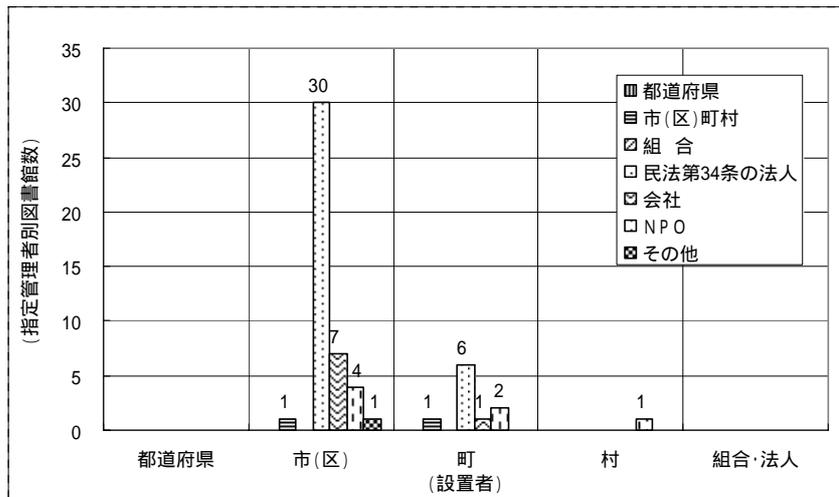
資料：「社会教育調査」

### 設置者別指定管理者(管理受託者を含む)別図書館数

平成 15 年に指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他の団体による公の施設の管理が可能となった。

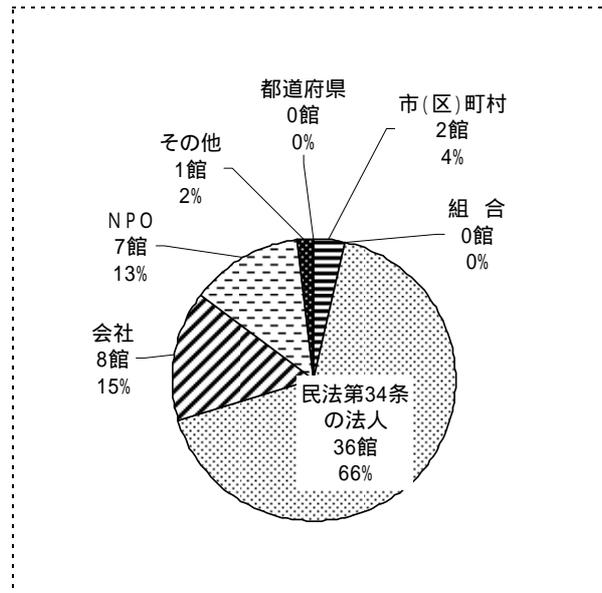
図書館の管理運営形態については、平成 17 年度、市(区)立で 43 館、町立で 10 館、村立で 1 館が指定管理者による管理を導入しているが、その割合は公立図書館全体の約 2% 以下にとどまっている。指定管理者では、公益法人が 36 館と最も多く、指定管理者内訳の約 7 割を占めている。

図表2-3 設置者別指定管理者(管理受託者を含む)別図書館数(平成 17 年度)



「指定管理者(管理受託者を含む)」とは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき管理者を指定(指定管理者)又は改正前の同法同条項に基づき管理を委託(管理受託者)している場合をいう。

図表2-4 指定管理者(管理受託者を含む)別図書館数割合(平成 17 年度)



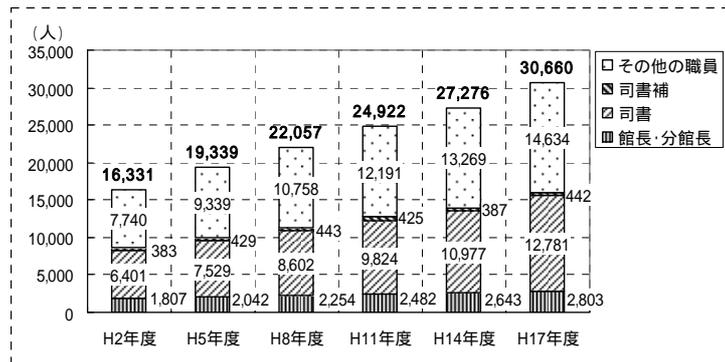
資料:「社会教育調査」

図書館職員数

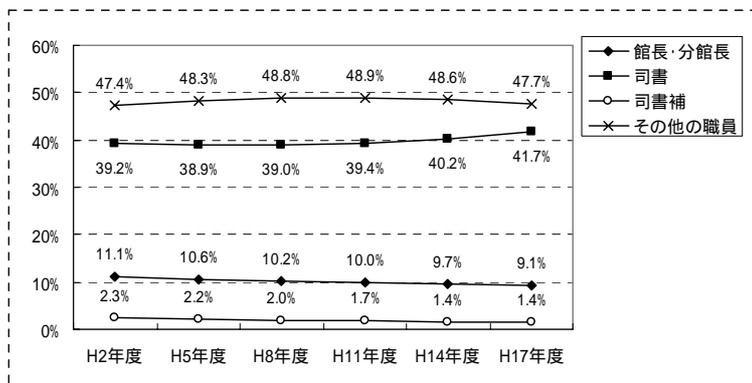
図書館職員数は、平成17年度現在、30,660人であり、1館あたり平均約10.3人の職員が配置されている。うち、司書は平均4.3人で職員の41.7%を占め、平成2年度から司書の割合は2.5ポイント増加している。

また、司書のうち専任職員は平成17年度現在、1館あたり平均約2.3人であり、その割合は、平成12年度の90.2%から54.4%へと35.8ポイントも大幅に減少している。

図表2-5 図書館職員数(館長・司書・司書補・その他職員)の推移

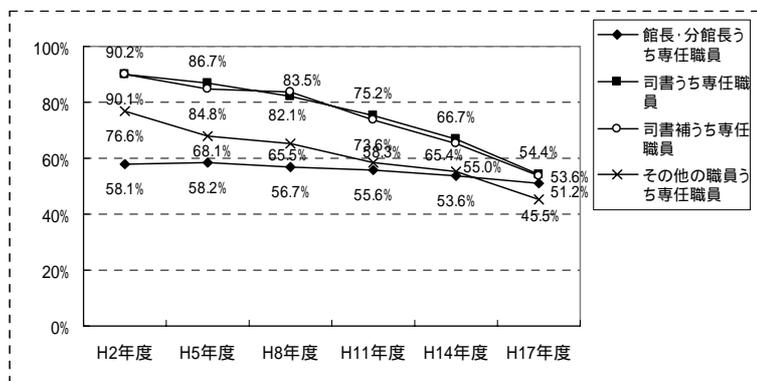


図表2-6 図書館職員数(館長・司書・司書補・その他職員)割合の推移



「その他職員」とは、事務職員，技術職員，労務職員等である。

図表2-7 図書館職員数に対する専任職員数の割合の推移



「専任」とは、常勤の職員として発令されている者である。

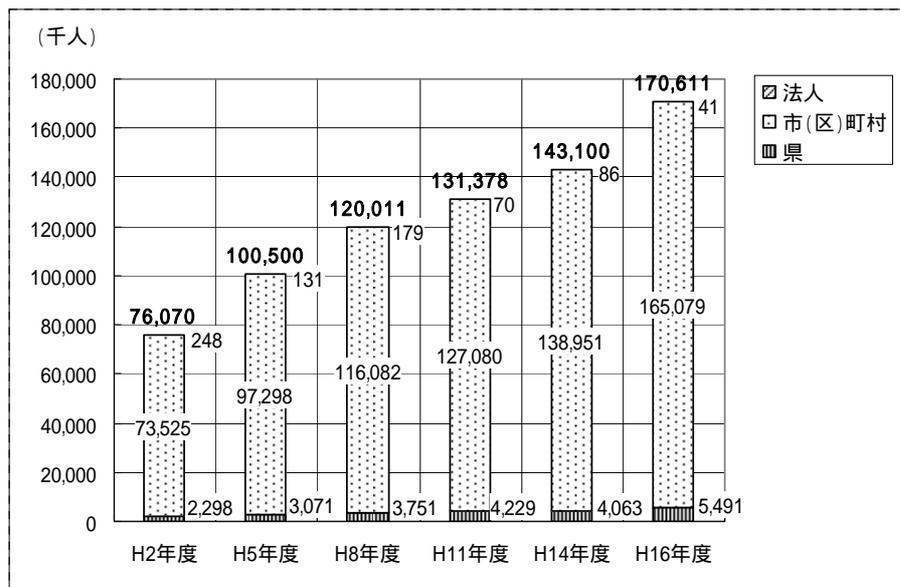
資料：「社会教育調査」

## 図書の貸出業務

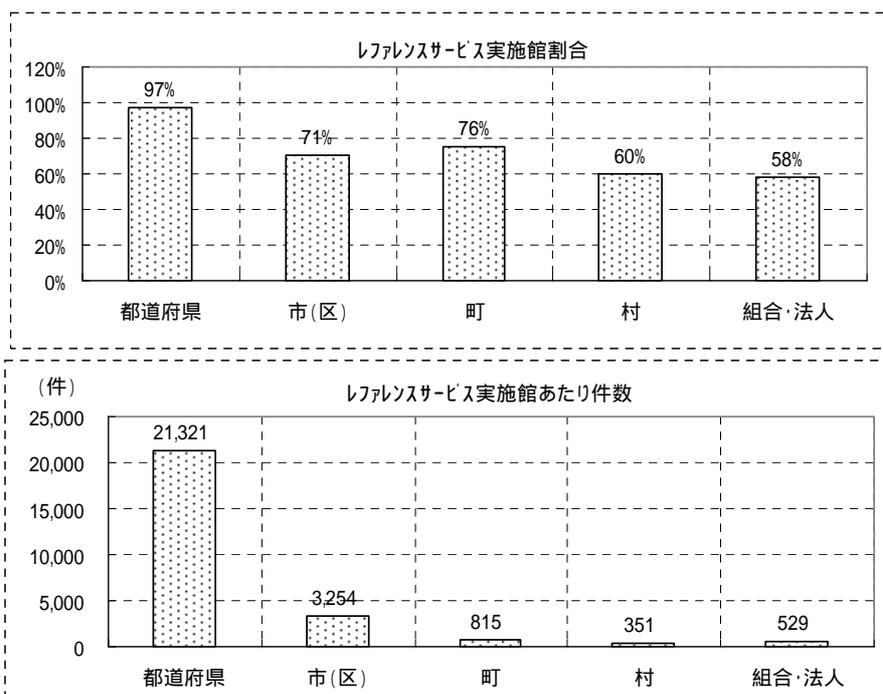
図書館の年間延べ帯出者数は、平成 16 年度現在、1 億 7,061 万人であり、うち都道府県立が 549 万人、市(区)町村立が 1 億 6,508 万人である。

レファレンスサービスは、都道府県立では 97%の図書館で実施されているものの、市(区)町村立では 6～7割にとどまっている。

図表2-8 帯出者数(人)の推移



図表2-9 レファレンスサービス実施館・件数の割合(平成 16 年度)



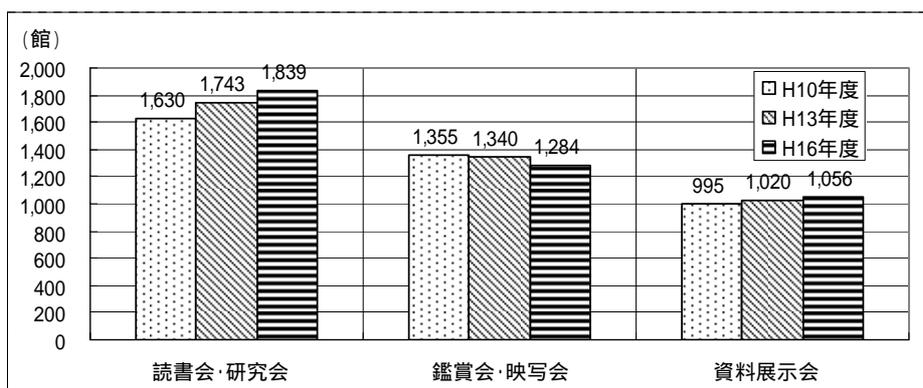
資料：「社会教育調査」

### 図書館における事業実施状況

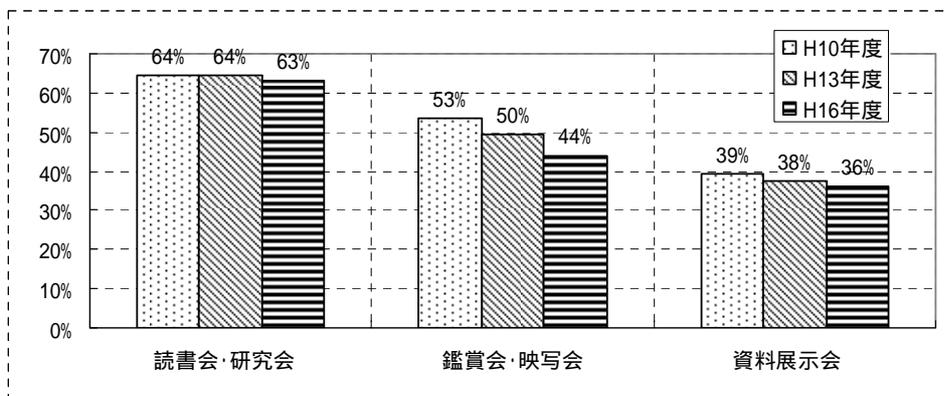
平成16年度の事業実施の状況は、読書会・研究会が1,839館、鑑賞会・映写会が1,284館、資料展示会が1,056館で行われている。事業別の実施館の割合は、読書会・研究会が約6割、鑑賞会・映写会が約5割、資料展示会が約4割の図書館で実施されているが、平成10年度から減少傾向にある。

設置者別事業別では、都道府県立では資料展示会の実施館割合が、40～50ポイントほど高い割合となっている。

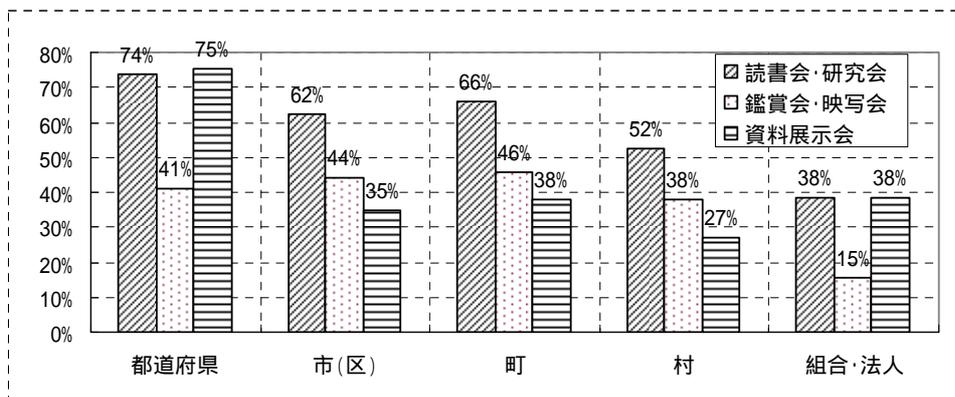
図表2-10 事業別の実施館数の推移



図表2-11 事業別の実施館数割合の推移



図表2-12 設置者別事業別の事業実施館の割合(平成16年度)



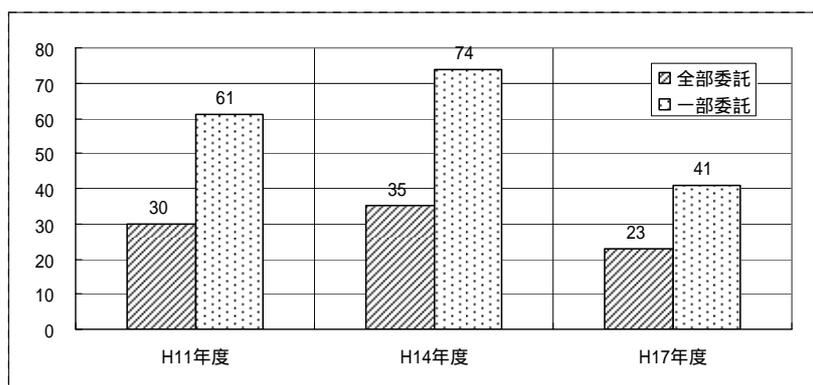
資料：「社会教育調査」

## 図書館における民間社会教育事業者との連携・協力状況

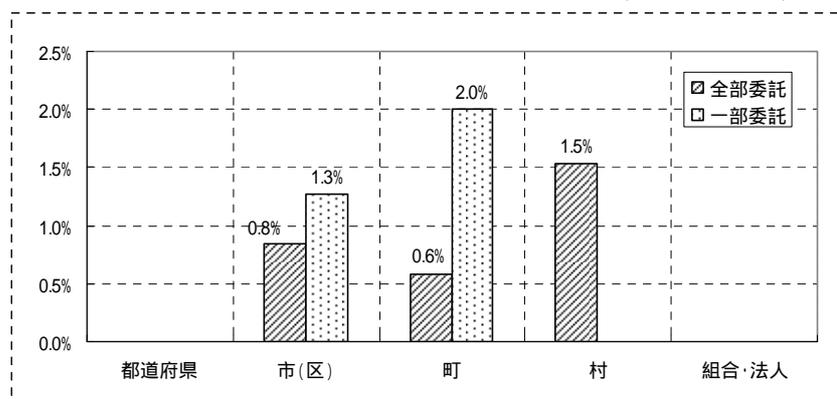
図書館が実施した事業(読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会)について、民間社会教育事業者に委託した図書館は平成17年現在、市(区)町村立で実施され、うち「全部委託」は23館(0.6~1.5%)、「一部委託」は41館(1.3~2.0%)となっている。

委託実施館あたりの委託件数は、全部委託では1~2件にとどまり、一部委託では、市(区)立が8件、町立が4件となっている。

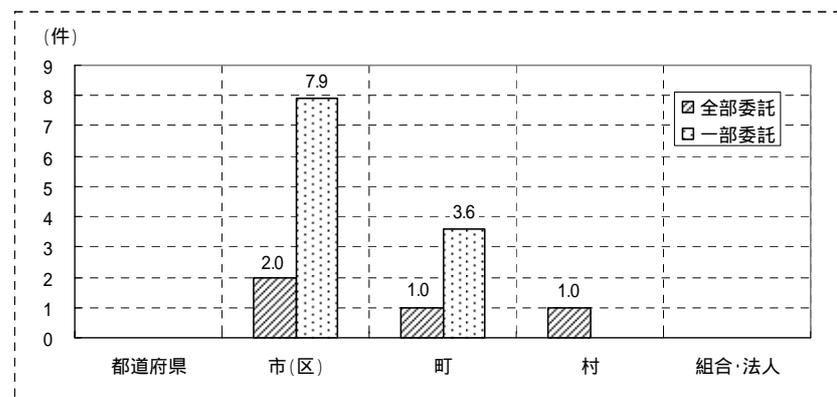
図表2-13 民間社会教育事業者への委託数(平成17年度)



図表2-14 民間社会教育事業者への委託割合(平成17年度)



図表2-15 委託実施館あたり民間社会教育事業者への委託件数(平成17年度)



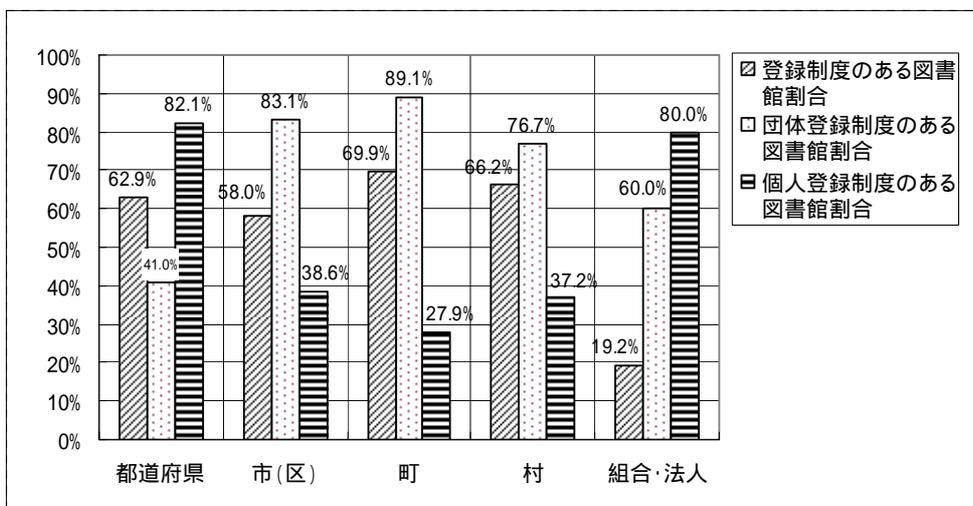
この図は、図書館が実施した読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会のうち、民間社会教育事業者に委託した状況である。「営利社会教育事業者」とは、カルチャーセンター、アスレチッククラブ、語学学校など、営利を目的として社会教育事業を行う企業や個人等をいう。

資料：「社会教育調査」

図書館におけるボランティア活動状況

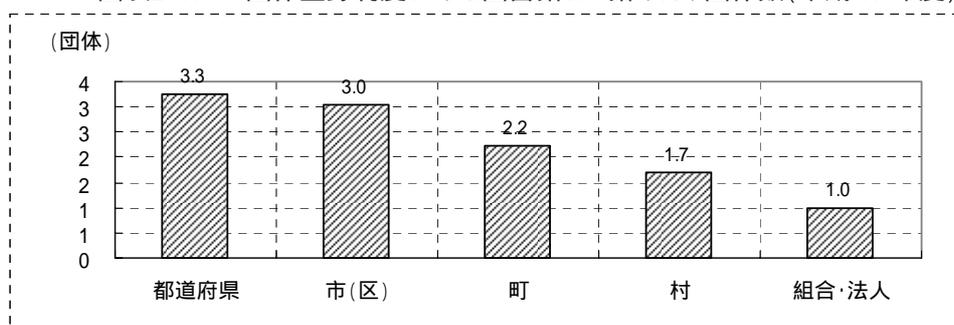
ボランティア活動の登録制度のある図書館数は、「社会教育調査」によると平成17年度現在1,808館あり、全体の60.7%を占めている。設置者別・登録制度別では、団体登録制度は市(区)町村立が多く8割前後を占めている一方、個人登録制度は都道府県立が8割を占める。1館あたりの登録団体数は都道府県立が82.4団体/館と最も大きく、市(区)立の倍近くとなっている。また1館あたりの個人登録者数も都道府県立では29.9人/館と多く、市(区)立でも20.3人/館となっているが、町村立では10人/館に満たない。

図表2-16 ボランティア活動の登録制度(平成17年度)

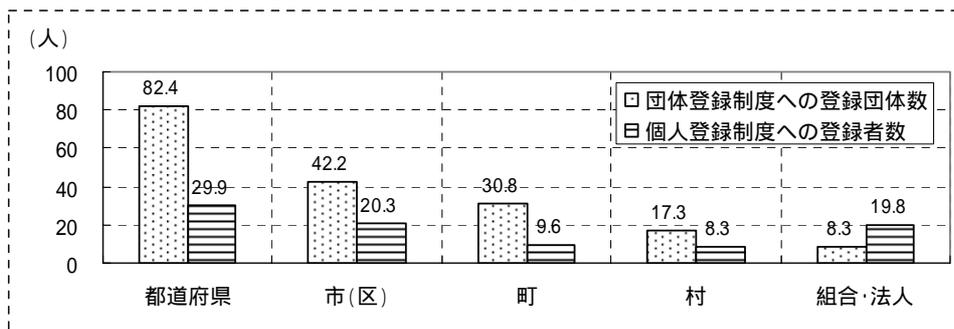


「ボランティア活動」とは、対面朗読、点字図書の作成などで無償の奉仕活動をいう。

図表2-17 団体登録制度のある図書館の1館あたり団体数(平成17年度)



図表2-18 団体・個人登録制度のある図書館の1館あたり登録数(平成17年度)



団体登録制度のある図書館、個人登録制度のある図書館それぞれにおける平均登録数である。

資料：「社会教育調査」

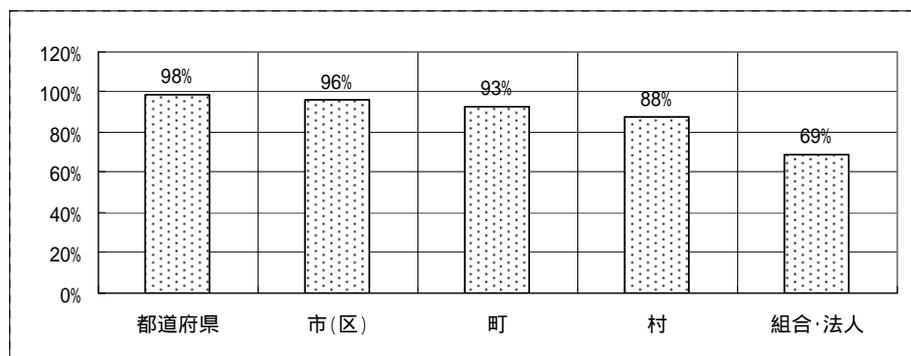
## 図書館における情報化の状況

平成 17 年度現在、全国の図書館の9割近くにコンピュータが設置されている。

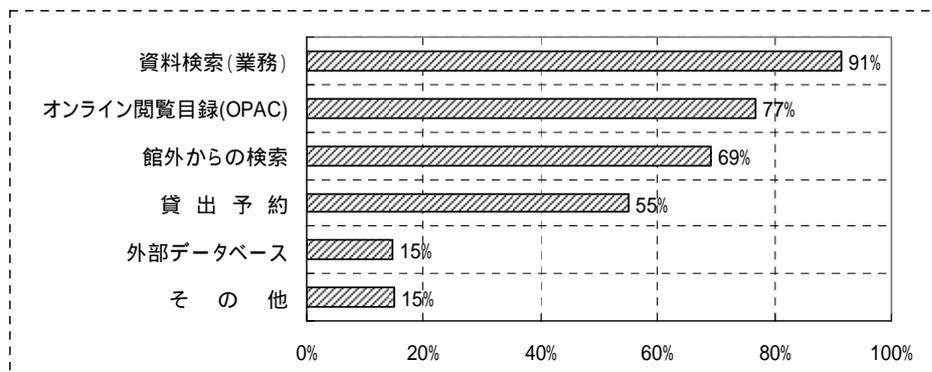
コンピュータの導入用途は、「資料検索」が最も多く9割を占め、次いで、「オンライン閲覧目録」「館外からの検索」「貸出予約」がそれぞれ5割以上となっている。

利用者が使えるコンピュータが設置されている図書館は、コンピュータ設置館の9割を占めており、さらにそれらの利用者が使えるコンピュータがインターネットに接続されている図書館は6割を占めている。

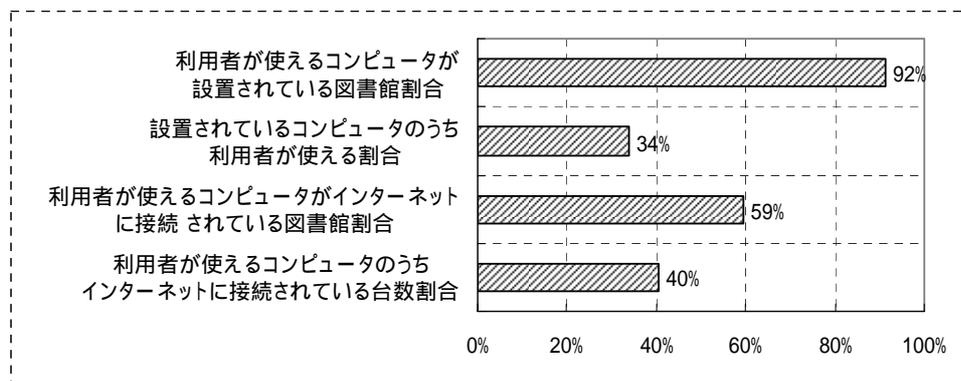
図表2-19 図書館におけるコンピュータ導入状況(平成 17 年度)



図表2-20 コンピュータの導入用途(平成 17 年度)



図表2-21 利用者向けのコンピュータの設置状況(平成 17 年度)



資料：「社会教育調査」

## (2) 図書館に係る関連法制の動向

近年の図書館振興策の動向として 1990 年代には、生涯学習社会における社会教育を推進する上で司書等の一層の資質向上を図る視点から、司書の養成、研修等の改善方策が検討され、平成 8(1996)年に司書講習の科目・単位の改訂が行われた。

また、高度情報化社会の進展に対応した図書館の新しい情報サービスの在り方が求められる中で、司書研修においての情報化に対応したプログラムの必要性が報告されている。

地方分権・規制緩和の流れの中で、平成 11(1999)年、図書館法が改正され、国庫補助を受けるための図書館長の司書資格や図書館設置の最低基準が廃止された。また、図書館法第 18 条に基づく公立図書館の望ましい基準が平成 13(2001)年に告示されている。

さらに、2000 年代に入ると、平成 13(2001)年「子どもの読書活動の推進に関する法律」や平成 17(2005)年「文字・活字文化振興法」が整備され、司書等の人的体制の整備に努めることなどが示された。

図書館の管理運営形態については、平成 15(2003)年の地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人等による図書館の管理が可能となっている。

図表2-22 図書館に係る振興策等の歩み

年	図書館に係る関連法制・報告・答申など(抜粋)
1992 (H4)	文部省「公立図書館の設置及び運営に関する基準(報告)」を都道府県・政令指定都市教育委員会委員長宛てに通知
1996 (H8)	生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事・学芸員及び司書の養成・研修等の改善方策について(報告)」発表 ...司書は、幅広い図書館活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある ...大学等における養成内容として「生涯学習概論」を新たに設ける。司書については、情報化等の社会の変化や学習ニーズの多様化、博物館・図書館の機能の高度化に対応する観点から、科目構成を見直し、必要な修得単位数を増やす 図書館法施行規則一部改正 ...司書・司書補講習の科目・単位の改訂
1998 (H10)	生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性とその推進方策について - 地域の情報化推進拠点として(報告)」を発表 ...地域住民の身近な生涯学習の中核施設である図書館が、高度情報通信社会における新しい情報サービスを提供する上で、司書には、情報通信ネットワークを利用しようとする地域住民に対する案内役としての役割が期待される ...現職の司書を対象とした現行の研修においては、情報化に対応したプログラムが考慮されることが望ましい。今後においては、住民の情報活用能力育成を支援できる高度な資質を持った司書の養成が重要である 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)」 ...国庫補助を受けるための基準の廃止、図書館長の司書資格要件等の廃止が提言される 文部省「通知・通達等の見直しについて(通知)」 ...「司書及び司書補の職務内容(1950次官通牒)」が廃止される

年	図書館に係る関連法制・報告・答申など(抜粋)
1999 (H11)	<p>図書館法一部改正</p> <p>…国庫補助金を受けるにあたっての最低基準(第19条)、館長の司書資格要件(第13条3項)が法から削除される</p> <p>…これにより館長の専任規定(第2章公立図書館の制定基準 図書館法施行規則11条)も廃止された</p>
2000 (H12)	<p>文部省・地域電子図書館構想検討協力者会議「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～(報告)」発表</p> <p>…地域電子図書館構想の実施にあたっては、まず各公立図書館が職員等の人的資源を養成・確保することが最優先であり、現職職員の情報リテラシー等の習得・向上のための研修等の機会の確保が必要</p>
2001 (H13)	<p>文部科学省「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」告示</p> <p>…教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努める</p> <p>…教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努める</p> <p>…館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい</p> <p>…専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努める</p> <p>…図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保する</p>
2002 (H14)	<p>子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月閣議決定)策定</p> <p>…図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備</p> <p>図書館の図書資料の整備や情報化の推進</p> <p>図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置</p> <p>…をもって子どもの読書環境の整備を推進</p>
2003 (H15)	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い指定管理者制度が導入される</p> <p>…民間事業者を含めた法人その他の団体による公の施設の管理が可能となる</p>
2005 (H17)	<p>「文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)」公布</p> <p>…市町村は、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努める</p> <p>…国及び地方公共団体は、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずる</p>
2006 (H18)	<p>これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - 」発表</p> <p>…司書の養成課程や研修において、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身に付け、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要</p>

資料：図書館ハンドブック第6版、JLA 図書館情報学テキストシリーズ 1 図書館概論等

## (3) 図書館を取り巻く社会環境の変化と図書館へのニーズの変化

今日、少子高齢化、高度情報化、国際化、地方分権・規制緩和等の社会環境の変化の中で、図書館サービス等に求められる役割も多様化しており、子どもや高齢者・障害者・外国人・ビジネス・IT等への支援の必要性が図書館に係る政策等で位置づけられている。

司書については、児童図書、IT、文字・活字文化の振興において、その重要性が示されており、児童図書に関する研修や、ITに関する司書講習が求められている。

図表2-23 社会環境の変化に対する図書館サービス、司書等に求められる役割

社会環境	支援分類	政策等	図書館サービス、司書等に求められる役割(抜粋)
少子 高齢化 社会	子ども 支援	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (H13)	(児童・青少年に対するサービスの充実) 児童・青少年用図書の収集・提供、読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努める。
		子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (H14)	(司書の研修等の充実) 司書の養成と適切な配置 司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。このため、その養成を進めるとともに、司書の適切な配置を促していく。 司書の研修の充実 公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。
		これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - (H18)	(児童・青少年サービスの充実) 子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービスを充実することが必要である。
	高齢者 支援	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (H13)	(高齢者に対するサービスの充実) 関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努める。
	障害者 支援	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (H13)	(障害者に対するサービスの充実) 関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努める。
高度 情報化 社会	IT 支援	2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～ (H12)	(電子図書館の職員に必要な資質) 現行の図書館職員研修の在り方を見直し、コンピュータ等の情報機器を実際に使用する機会や運営の方針・実態を公表し互いに討議する機会等を増やす工夫を検討する。 また、地域電子図書館の運営と各種サービスの提供に必要な知識・技能等の検討・特定も必要である。

社会環境	支援分類	政策等	図書館サービス、司書等に求められる役割(抜粋)
		IT新改革戦略(H18)	(生涯を通じた豊かな生活の実現) 誰もが気軽にITを活用して学習ができるよう、図書館を始めとする様々な公共施設の情報化を進めるとともに、それら施設においてITを活用した学習等をサポートする人材を配置する。 その一環として、 <u>図書館司書の講習における情報機器に関する科目を必修化するなど、ITに通じた図書館司書を育成する。</u>
		これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - (H18)	(ハイブリッド図書館の整備) 業務をオンライン化し、データベースを含むインターネット上の情報を活用するとともに、ホームページを開設し、多様な情報源への入口としての「 <u>地域のポータルサイト</u> 」を目指すことが必要 <u>インターネット上のデータベースや各種ソフトウェア、電子図書の提供等、ITを活用したサービスを充実</u>
国際化社会	多文化支援	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(H13)	(地域に在留する外国人等に対するサービスの充実) <u>外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンスサービス等に努める。</u>
生涯学習社会	読書・活字離れへの対応	文字・活字文化振興法	(地域における文字・活字文化の振興) 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、 <u>司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずる。</u>
地方分権・規制緩和	ビジネス支援	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(H13)	(成人に対するサービスの充実) 科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、 <u>就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努める。</u>
		経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(H15)	(ビジネス図書館の整備) 「起業」による就業機会の拡大を図るため、ベンチャー企業向けの実践型就業実習の実施や創業・技術経営(MOT)の知識習得のための実効的カリキュラム・講座・ <u>ビジネス支援図書館の整備等により、総合的な事業化・市場化支援を推進する。</u>
		これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - (H18)	(課題解決支援機能の充実) 地域の課題解決に向けた取組や住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供する。課題解決支援には、 <u>行政支援、学校教育支援、ビジネス(地場産業)支援、子育て支援の他、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要である。</u>

資料：各政策・基準・計画等

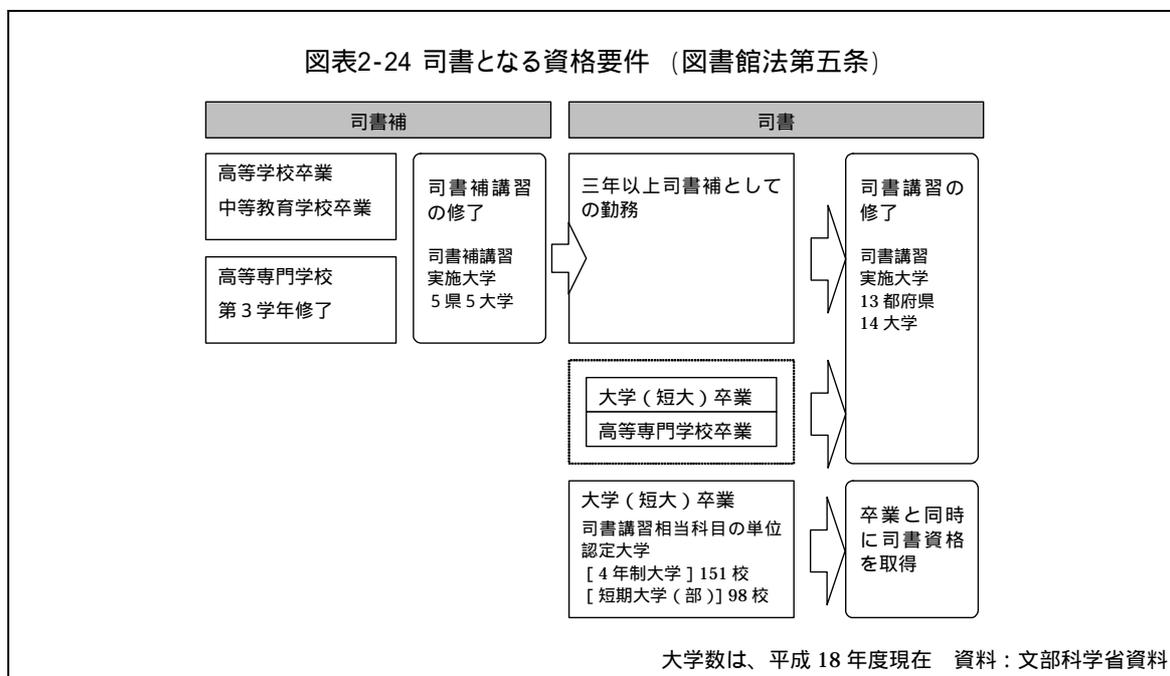
## 2-2. 司書資格制度及び司書教育の現状

### (1) 司書資格制度

司書資格は図書館法第5条で定められており、大学・短大で所定の単位を取得するか、大学等の卒業や3年以上司書補として勤務した者が司書講習を修了することにより取得できる。

平成18年度現在、司書講習相当科目の単位認定大学は、4年制大学151校、短期大学98校である。また、通信教育課程を開講している大学や、eラーニングによる教育を実施している大学もある。なお、司書課程の履修により毎年1万人近い司書有資格者が誕生しているが、実際に公共図書館に就職する率は約2%程度(1991年文部省調べ)にとどまっている。

図書館法第6条の規定に基づく司書講習は、平成18年度現在、13都府県14大学で7～9月にかけて実施され、定員数は司書1,550人、司書補240人となっている。



図表2-25 平成18年度 司書・司書補講習の実施大学

地方	司書講習実施大学の所在県	定員数(人)	
		司書	司書補
北海道	-	-	-
東北	岩手県(補)	70	40
関東	埼玉県、千葉県(補)、東京都(2)、神奈川県(補)	600	100
中部	岐阜県、愛知県(補)	280	50
近畿	滋賀県、大阪府	250	0
中国	広島県	70	0
四国	-	-	-
九州	大分県(補)、福岡県、沖縄県	280	50

東京(2)は2大学で実施、(補)は司書・司書補講習のある大学の県 資料：文部科学省資料

(2) 司書講習の履修科目

司書講習の履修科目は、平成8年に28年ぶりに改訂され、必修科目18単位、選択科目2単位、合計20単位以上のカリキュラムへと移行した。改正の特徴として以下の点がある。

- 1) 「図書館経営論」を新設、「生涯学習概論」を必修に据え、生涯学習社会に対する学習を強化
- 2) 「図書館資料論」に加えて、必修で「専門資料論」を設けて資料に関する学習を強化
- 3) 「情報検索演習」を必修に据えて情報関係の科目を強化
- 4) 「児童サービス論」を必修に復活させ、児童支援を強化

なお、司書補の履修科目については、「レファレンスサービス」「情報検索サービス」「児童サービスの基礎」が新設され、また、選択科目を廃止して全て必修科目とし、15単位のカリキュラムとなった。

また、平成8年の「司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める件」において、勤務経験及び資格等を適正に評価することとして、相当する分野の科目の単位の修得したものとみなしている。

図表2-26 司書講習の履修科目と単位数

	1950年(S25)制定当初	1968年(S43)改正	1996年(H8)改正
<b>甲群 (必修)</b>			生涯学習概論 1
	図書館通論 1	図書館通論 2	図書館概論 2
	図書館実務 1		図書館経営論 1
	図書選択法 1	図書館資料論 2	図書館資料論 2
			専門資料論 1
	図書目録法 2	資料目録法 2	資料組織概説 2
	図書分類法 1	資料分類法 2	
		資料目録法演習 1	資料組織演習 2
		資料分類法演習 1	
	レファレンスワーク 1	参考業務 2	情報サービス概説 2
		参考業務演習 1	レファレンスサービス演習 1
			情報検索演習 1
	図書運用法 1	図書館活動 2	図書館サービス論 2
図書館対外活動 1			
児童に対する図書館奉仕 1		児童サービス論 1	
視聴覚資料 1			
<b>小計</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>18</b>
<b>乙群 (選択)</b>	学校教育と公共図書館 1	青少年の読書と資料 1	
	成人教育と図書館 1	情報管理 1	
	特殊資料 1	資料整理法特論 1	資料特論 1
	図書館施設 1	図書館の施設と設備 1	
	図書館史 1	図書及び図書館史 1	図書及び図書館史 1
<b>丙群 (選択)</b>	社会教育 1	社会教育 1	
	社会学 1	社会調査 1	
	ジャーナリズム 1	マス・コミュニケーション 1	コミュニケーション論 1
	図書解題及び図書評論 1	人文・社会科学の書誌解題 1	
		自然科学・技術の書誌解題 1	
		視聴覚教育 1	情報機器論 1
	図書及び印刷史 1		図書館特論 1
<b>小計</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>5</b>
<b>計</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>23</b>

資料：図書館法施行規則、図書館法と現代の図書館（（社）日本図書館協会）文部科学省資料

図表2-27 司書の講習科目のねらい(1996年改正科目)

	科目名	ねらい
必修 科目	生涯学習概論	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
	図書館概論	図書館の意義、図書館の種類、図書館の機能・課題・動向、図書館政策、関係法規、図書館と類縁機関等との関係について解説する。
	図書館経営論	生涯学習社会における図書館という視点を重視して、図書館経営にかかわる組織、管理・運営、各種計画について解説する。
	図書館資料論	図書館資料全般の特質を論じ、その出版と流通、選択、選書ツール、保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる。
	専門資料論	人文科学、社会科学、自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。
	資料組織概説	資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録について言及する。
	資料組織演習	資料組織の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。
	情報サービス概説	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等について総合的に解説する。
	レファレンスサービス演習	参考図書その他の情報源の利用や作成、レファレンス質問の回答処理の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。
	情報検索演習	データベースの検索の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。
	図書館サービス論	利用者と直接関わる図書館サービスの意義、特質、方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。
	児童サービス論	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。
選択 科目	資料特論	郷土資料、行政資料、視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ、その生産と流通、評価、選択・収集、利用等について解説する。
	図書及び図書館史	図書の形態、印刷、普及、流通等に関し歴史的に概説し、併せて図書館の歴史的発展について解説する。
	コミュニケーション論	インターパーソナルなコミュニケーションを中心に、現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。
	情報機器論	各種情報機器の機能、種類、利用等について解説する。
	図書館特論	図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。

資料：「図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に

相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について」(平成8年9月6日文部省告示第180号)

図表2-28 勤務経験や資格と修得したとみなす科目(司書)

勤務経験

評価する勤務経験	修得したとみなす科目	単位数
2年以上図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館に勤務した経験(単純な労務に雇用された者を除く。)	図書館サービス論	2
2年以上国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館に勤務した経験(単純な労務に雇用された者を除く。)	資料組織概説	2
2年以上図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館に司書補として勤務した経験	生涯学習概論	1
	図書館サービス論	2
	資料組織概説	2
	資料組織演習	2
2年以上国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館で司書補に相当する職員として勤務した経験	生涯学習概論	1
	資料組織概説	2
	資料組織演習	2

資格

評価する資格	修得したとみなす科目	単位数
図書館法(昭和25年法律第118号)の規定により司書補となる資格	生涯学習概論	1
	資料組織概説	2
学校図書館法(昭和28年法律第185号)の規定により司書教諭となる資格	児童サービス論	1
	コミュニケーション論	1
社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定により社会教育主事となる資格	生涯学習概論	1
博物館法(昭和26年法律第285号)の規定により学芸員となる資格	生涯学習概論	1
	情報機器論	1

資料:「司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める件(平成8年8月28日文科省告示第149号)

図表2-29 司書補講習の履修科目と単位数

	1950年(S25)制定当初	1996年(H8)改正
必修科目		生涯学習概論 1
	図書館概論 1	図書館の基礎 2
	図書館統計 1	
	閲覧と貸出 1	図書館サービスの基礎 2
		レファレンスサービス 1
	参考書解題 1	レファレンス資料解題 1
		情報検索サービス 1
	図書整理法 2	図書館の資料 2
	視聴覚資料 1	
	図書の目録と分類 3	資料の整理 2
		資料の整理演習 1
	製本と修理 1	図書館特講 1
	複写技術 1	児童サービスの基礎 1
甲群(選択)	図書館史 1	
	図書館施設 1	
乙群(選択)	社会教育 1	
	ジャーナリズム 1	
	速記法 1	

資料:図書館法施行規則、図書館法と現代の図書館((社)日本図書館協会)、文部科学省資料

図表2-30 司書補の講習科目のねらい(1996年改正科目)

	科目名	ねらい
必修 科目	生涯学習概論	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
	図書館の基礎	図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。
	図書館サービスの基礎	図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。
	レファレンスサービス	レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。
	レファレンス資料解題	参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。
	情報検索サービス	情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。
	図書館の資料	図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。
	資料の整理	図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。
	資料の整理演習	図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。
	図書館特講	図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。
	児童サービスの基礎	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。

資料：「図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について」(平成8年9月6日文部省告示第180号)

図表2-31 勤務経験や資格と修得したとみなす科目(司書補)

## 勤務経験

評価する勤務経験	修得したとみなす科目	単位数
2年以上図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館に勤務した経験(単純な労務に雇用された者を除く。)	図書館サービスの基礎	2
2年以上国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校附属図書館に勤務した経験(単純な労務に雇用された者を除く。)	資料の整理	2

## 資格

評価する資格	修得したとみなす科目	単位数
学校図書館法(昭和28年法律第185号)の規定により司書教諭となる資格	児童サービスの基礎	1
社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定により社会教育主事となる資格	生涯学習概論	1
博物館法(昭和26年法律第285号)の規定により学芸員となる資格	生涯学習概論	1

資料：「司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める件」(平成8年8月28日文部省告示第149号)

## 2 - 3 . 全国レベルの司書研修等の現状

全国レベルの司書研修は、図書館における指導的立場にある勤務経験が3年以上、または7年以上の者が対象となっており、実務経験に応じてスキルアップできる体系となっている。

研修会場は、「図書館地区別研修」では多くの地域で開催されているが、その他研修は、東京の会場のため、関東地区以外からの参加が難しい状況にある。

修了証書は文部科学省主催の研修・講座では、4/5以上出席、レポート提出で授与され、(社)日本図書館協会主催の研修では、全科目受講、課題提出、審査合格により授与されている。

図表2-32 文部科学省主催の司書等に対する研修の内容

	図書館地区別研修	図書館司書専門講座	新任図書館長研修
<b>趣旨</b>	図書館職員の資質向上を図るため、各図書館において指導的立場にある中堅以上の司書を対象とした地区別研修(6地区)を実施し、図書館業務の専門的な知識・技術の習得を図る。	司書としての専門的な知識・技術についての研修を行い、図書館における指導的立場としての力量を高める。	新任の館長に対し、図書館の管理・運営やサービスに関する専門的知識や図書館を取り巻く社会変化、電子化技術の動向などについて教授し、館長の資質の向上を図ることにより、公立図書館の管理運営の向上及び情報提供サービスの高度化を図る。
<b>主催</b>	文部科学省 開催都道府県・指定都市教育委員会	文部科学省 国立教育政策研究所	文部科学省 筑波大学 国立教育政策研究所 社団法人日本図書館協会
<b>対象</b>	(1)公共図書館の司書で、 <u>図書館勤務経験が3年以上の者</u> (2)公共図書館の司書で、研修テーマに関連する業務に従事している者 (3)その他主催者が上記と同等と認められた者	都道府県・指定都市教育委員会が推薦する次の者 (1)公共図書館に勤務する <u>司書、勤務経験がおおむね7年以上</u> で指導的立場にある者 (2)その他主催者が認められた者	公立図書館の館長に就任して <u>1年未満の者</u>
<b>定員</b>	6地区 計 約 680人(修了者約112人)	50人	主会場:50人
<b>期間</b>	例年10月～2月の間の4日間(約21時間)地区により異なる	平成18年6月12日(月曜日)～6月23日(金曜日)12日間(約53時間)	平成18年8月29日(火曜日)～9月1日(金曜日)4日間(約21時間)
<b>会場</b>	開催都道府県・指定都市立図書館等(6地区) *平成18年度 宮城県、東京都、三重県、神戸市、香川県、鹿児島県	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(東京都)	主会場:国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(東京都) 副会場:道府県教育委員会が指定する会場
<b>修了証書</b>	授与(4/5以上出席、レポート提出)	授与(4/5以上出席)	授与(4/5以上出席、レポート提出)

資料：文部科学省資料

図表2-33 (社)日本図書館協会主催研修の内容

	中堅職員ステップアップ研修(1)	中堅職員ステップアップ研修(2)
<b>趣旨</b>	体系だった研修を行うことによって、中堅職員に研修の場を提供することを目的としている。それによって、現場で新人研修を企画立案できる中堅職員の育成につなげる。	
	文部科学省の行う「図書館地区別研修」と同等	文部科学省、国立教育政策研究所の行う「図書館司書専門講座」と同等
<b>主催</b>	(社)日本図書館協会 / 研修事業委員会	(社)日本図書館協会 / 研修事業委員会
<b>対象</b>	対象: <u>司書・司書補資格取得後、図書館勤務経験3年以上</u>	(1)～(3)の条件をすべて満たす (1)[1]～[4]のいずれかに該当する なお[2]～[4]については過去3年を対象 [1]次のいずれかの研修を修了した方(JLA 中堅職員ステップアップ研修(1)、文部科学省図書館地区別研修、社会教育実践研究センター(旧・国立社会教育研修所)図書館司書専門講座) [2]外部の図書館研修講師を経験した方 [3]図書館関係団体での発表活動(研究集会などでの発表や著作物の発表)をした方 [4]顕著な図書館活動をしているとして自己申告ができる方 (2) <u>司書・司書補資格取得後、図書館勤務経験7年以上</u> (3) 日本図書館協会の個人会員
<b>定員</b>	全科目(12科目)受講者 50名 / 部分(各科目)受講者 5～10名	30名
<b>期間</b>	10月～12月(日・月・火曜日開催)の6日間	5月～9月(日・月・火曜日開催)の12日間
<b>会場</b>	日本図書館協会研修室	日本図書館協会研修室
<b>修了証書</b>	授与(全科目受講、修了課題の提出、審査に合格)	授与(全科目受講)

資料：日本図書館協会資料

